



日本学生支援機構給付奨学金(在学)申請事前確認票

★全員が確認すること

該当したら ✓	申請者(学生)が外国籍	追加提出書類
<input type="checkbox"/>	申請者(学生)が外国籍	以下のいずれか1つを準備してください。 ・「在留カード」(コピー) ・「特別永住者証明書」(コピー) ・「住民票の写し」(原本)
<input type="checkbox"/>	申請者(学生)が社会的養護を必要としていた	以下のいずれかを準備してください。 ・施設等在籍証明書(施設長発行) ・児童(里親)委託証明書(児童相談所発行) ・措置解除決定通知書(児童相談所発行)
<input type="checkbox"/>	生計維持者及び申請者(学生)が海外に居住して いてマイナンバーを提出できない	本紙提出時に必要書類を指導します。
<input type="checkbox"/>	(3)以外のやむを得ない事情で生計維持者及び 申請者(学生)がマイナンバーを提出できない <u>マイナンバーカードの未発行・紛失等はやむを得ない 事情にあたりません。(マイナンバー入りの住民 票を発行することで確認可能です)</u>	以下を準備してください。 提出不可者の 2025(令和7)年度課税証明書

★多子世帯に該当する場合に確認すること

該当したら ✓	項目	追加書類提出等
重要 <input type="checkbox"/>	<u>生計維持者全員</u> のマイナポータル「わたしの情報」で取得できる税・所得情報や課税証明書※で、 <u>扶養親族(「特定」・「一般(その他)」)と16歳未満扶養親族の数の合計が「3未満」</u> である ※税・所得情報及び課税証明書は「2025年(令和7年)度」のものを確認すること。	該当した場合は以下を学生係へ申し出てください。 ①税・課税証明書上の、扶養親族(「特定」・「一般(その他)」)と、16歳未満扶養親族の数の合計数 ②本来の扶養親族数 左記を確認したマイナポータルや課税証明書の写しを持参いただくと確認がよりスムーズです
重要 <input type="checkbox"/>	<u>学生本人</u> のマイナポータル「わたしの情報」で取得できる税・所得情報や課税証明書が以下のいずれかに該当した ①2025年度の学生本人の本人該当区分が「 <u>扶養控除対象</u> 」以外になっている ②本人の合計所得金額が <u>48万円を上回っている</u> ※税・所得情報及び課税証明書は「2025年(令和7年)度」のものを確認すること。	該当した場合は、 ①と②のどちらに該当したかを学生係へ申し出てください 左記を確認したマイナポータルや課税証明書の写しを持って来ていただくと確認がよりスムーズです。

裏へ続く

<input type="checkbox"/>	<p>2025年1月1日～2026年3月31日の間に新たに出生した子ども(養子縁組・里子含む)がいる</p>	<p>以下のいずれかを準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出生届の写し、母子手帳の写し、戸籍抄本等、子の出生日及び生計維持者の氏名が記載されたもの ・里親委託証明書等、委託開始日及び生計維持者の氏名が記載されたもの ・特別養子縁組の確定証明書、戸籍抄本等、縁組した日及び生計維持者の氏名が記載されたもの
<input type="checkbox"/>	<p>2025年1月1日～2026年3月31日の間に、離婚、死亡、暴力等からの逃避が発生している 該当する場合、時期も記入してください ↳ _____年 月</p>	<p>追加書類の準備を依頼する場合があります。 確認後、必要書類を指導します。</p>

以上、生計維持者と確認しました。

年 月 日

学部(工学部 ・ 情報工学部) 学生番号()

申請者(学生)署名